

交通違反などの点数一覧表

(6月1日施行)

違反行為の種類	点数	酒気帯び点数		違反行為の種類	点数	酒気帯び点数		
		0.25以上	0.25未満			0.25以上	0.25未満	
酒酔い運転	25			消音器不備	2	14	7	
麻薬等運転	25			高速自動車国道等措置命令違反	2	14	7	
共同危険行為等禁止違反	25			本線車道横断等禁止違反	2	14	7	
無免許運転	19	23	20	高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	7	
大型自動車等無資格運転	12	19	13	免許条件違反	2	14	7	
仮免許運転違反	12	19	13	番号標表示義務違反	2	14	7	
酒気帯び運転	0.25以上	13		混雑緩和措置命令違反	1	14	7	
	0.25未満	6		通行許可条件違反	1	14	7	
過労運転等	13			通行帯違反	1	14	7	
無車検運行	6	16	9	路線バス等優先通行帯違反	1	14	7	
無保険運行	6	16	9	軌道敷内違反	1	14	7	
速度超過	50 ^キ 以上	12	19	13	道路外出右左折方法違反	1	14	7
	30 ^キ (高速40)以上 50 ^キ 未満	6	16	9	道路外出右左折合図車妨害	1	14	7
	25 ^キ 以上 30 ^キ (高速40)未満	3	15	8	指定横断等禁止違反	1	14	7
	20 ^キ 以上 25 ^キ 未満	2	14	7	車間距離不保持	1	14	7
	20 ^キ 未満	1	14	7	進路変更禁止違反	1	14	7

積載物重量制限超過	大型等 10 割以上	6	16	9	追いつかれた車両の義務違反	1	14	7
	大型等 5 割以上 10 割未満	3	15	8	乗合自動車発進妨害	1	14	7
	普通等 10 割以上	3	15	8	割り込み等	1	14	7
	大型等 5 割未満	2	14	7	交差点右左折方法違反	1	14	7
	普通等 5 割以上 10 割未満	2	14	7	交差点右左折等合図車妨害	1	14	7
	普通等 5 割未満	1	14	7	指定通行区分違反	1	14	7
放置 駐車 違反	駐停車禁止場所等	3			交差点優先車妨害	1	14	7
	駐車禁止場所等	2			緊急車妨害等	1	14	7
保管 場所法 違反	道路使用	3			交差点等進入禁止違反	1	14	7
	長時間駐車	2			無灯火	1	14	7
警察官現場指示違反		2	14	7	減光等義務違反	1	14	7
警察官通行禁止制限違反		2	14	7	合図不履行	1	14	7
信号無視	赤色等	2	14	7	合図制限違反	1	14	7
	点滅	2	14	7	警音器吹鳴義務違反	1	14	7
通行禁止違反		2	14	7	乗車積載方法違反	1	14	7
歩行者用道路徐行違反		2	14	7	定員外乗車	1	14	7
通行区分違反		2	14	7	積載物大きさ制限超過	1	14	7
歩行者側方安全間隔不保持等		2	14	7	積載方法制限超過	1	14	7
急ブレーキ禁止違反		2	14	7	制限外許可条件違反	1	14	7
法定横断等禁止違反		2	14	7	牽引違反	1	14	7
追い越し違反		2	14	7	原付牽引違反	1	14	7
路面電車後方不停止		2	14	7	転落等防止措置義務違反	1	14	7

踏切不停止等	2	14	7	転落積載物等 危険防止措置 義務違反	1	14	7	
しゃ断踏切立ち入り	2	14	7	安全不確認ドア 開放等	1	14	7	
優先道路通行車妨害等	2	14	7	停止措置義務 違反	1	14	7	
交差点安全進行義務違反	2	14	7	初心運転者等 保護義務違反	1	14	7	
横断歩行者等妨害等	2	14	7	座席ベルト装着 義務違反	1	14	7	
徐行場所違反	2	14	7	幼児用補助装 置使用義務違 反	1	14	7	
指定場所一時不停止等	2	14	7	乗用車ヘルメッ ト着用義務違反	1	14	7	
駐停車 違反	駐停車禁止場所 等	2	14	7	大型自動二輪 車等乗車方法 違反	2	14	7
	駐車禁止場所等	1	14	7	初心運転者標 識表示義務違 反	1	14	7
整 備 不 良	制動装置等	2	14	7	最低速度違反	1	14	7
	尾灯等	1	14	7	本線車道通行 車妨害	1	14	7
安全運転義務違反	2	14	7	本線車道緊急 車妨害	1	14	7	
幼児等通行妨害	2	14	7	本線車道出入 方法違反	1	14	7	
安全地帯徐行違反	2	14	7	牽引自動車本 線車道通行帯 違反	1	14	7	
騒音運転等	2	14	7	故障車両表示 義務違反	1	14	7	
携帯電話使用等(交通の危険)	2	14	7	仮免許練習標 識表示義務違 反	1	14	7	

携帯電話使用等(保持)	1	14	7	
-------------	---	----	---	--

※6月1日以降「酒気帯び運転」の対象は呼気1リットルの中のアルコール濃度が現行の「0.25ミリグラム以上」から「0.15ミリグラム以上」に変更されます。

悪質・危険な運転行為等に対する罰則の引上げ
(道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)によるもの)
平成14年6月1日施行

違反行為【罰則】	改正前	改正後
救護義務 (第72条第1項前段)違反 【第117条】	3年以下の懲役又は 20万円以下の罰金	5年以下の懲役は 50万円以下の罰金
飲酒(酒酔い) (第65条第1項) 【第117条の2第1号】	2年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒酔い下命容認 (第75条第1項第3号) 【第117条の2第2号】	2年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
飲酒(酒気帯び) (第65条第1項) 【第119条第1項第7号の2】	3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
酒気帯び下命容認 (第75条第1項第3号) 【第119条第1項第11号】	3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
過労運転(麻薬等) (第66条) 【第117条の2第1号の2】	2年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
過労運転(麻薬等)下命容認 (第75条第1項第4号) 【第117条の2第3号】	2年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
過労運転(その他) (第66条) 【第118条第1項第3号】	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
過労運転(その他)下命容認 (第75条第1項第4号) 【第118条第1項第3号の3】	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

無免許運転 【第118条第1項第1号】	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
無免許運転下命容認 (第75条第1項第1号) 【第118条第1項第3号の3】	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
不正手段による免許証取得 【第117条の3第2号】	1年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
共同危険行為等(第68条) 【第118条第1項第3号の2】	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

交通事故の場合の付加点数

交通事故の種別	責任の種類	点 数	
死亡事故	責任の程度が重いとき	20点	
	責任の程度が軽いとき	13点	
治療期間が3月以上の傷害事故及び後遺障害が存する傷害事故	責任の程度が重いとき	13点	
	責任の程度が軽いとき	9点	
治療期間が30日以上3月未満の傷害事故	責任の程度が重いとき	9点	
	責任の程度が軽いとき	6点	
治療期間が15日以上30日未満の傷害事故	責任の程度が重いとき	6点	
	責任の程度が軽いとき	4点	
治療期間が15日未満の傷害事故 建造物損壊事故	責任の程度が重いとき	3点	
	責任の程度が軽いとき	2点	

ひき逃げ・あて逃げの場合の付加点数

ひき逃げ	人身事故の場合の措置義務違反をしたとき	23点
あて逃げ	物損事故の場合の措置義務違反をしたとき	5点

(※故意による人の死傷、建造物の損壊、刑法第208条の2(危険運転致死傷罪)の行為は45点とする。)

処分基準点数表

欠格期間	累積点数			
	前歴がない者	前歴が1回の者	前歴が2回の者	前歴が3回以上の者
5年間の取り消し等	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
3(5)年間の取り消し等	35点から44点まで	30点から39点まで	25点から34点まで	20点から29点まで
2(4)年間の取り消し等	25点から34点まで	20点から29点まで	15点から24点まで	10点から19点まで
1(3)年間の取り消し等	15点から24点まで	10点から19点まで	5点から14点まで	4点から9点まで
免許の効力の停止等	6点から14点まで	4点から9点まで	2点から4点まで	2点又は3点

※()の年数は、免許取消歴等保有者が一定の期間に再び免許の拒否・取消・6月を超える運転禁止を受けた場合の欠格期間を示す。